

認知症高齢者グループホームおおやちの家

重要事項説明書

社会福祉法人うぐいす福祉会

重要事項説明書 ((介護予防) 認知症対応型共同生活介護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人うぐいす福祉会
代表者氏名	理事長 串田 修平
所在地 (連絡先及び電話番号等)	新潟市江南区うぐいす2丁目7番5号 電話番号 025(385)1010 ファックス番号 025(385)1020
法人設立年月日	平成17年10月25日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	認知症高齢者グループホームおおやちの家
介護保険指定 事業所番号	1590100051
事業所所在地	新潟市江南区うぐいす2丁目7番5号

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある認知症の高齢者の意思及び人格を尊重し、適切かつ円滑な指定認知症対応型共同生活介護等を提供することを目的とします。
運営の方針	介護の提供に当たっては、利用者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 介護の実施に当たっては、市、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行います。

(3) 事業所の施設概要

建物概要	木造平家建	772.46㎡
敷地面積	3365.53㎡	
開設年月日	平成18年4月8日	
居室数	1ユニット 9室	
	1部屋につき	14.25㎡
ユニット数	2ユニット	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		<ol style="list-style-type: none"> 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健 康 管 理		嘱託医師による週1回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

そ の 他	<p>1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</p> <p>2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。</p> <p>3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</p> <p>4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</p> <p>5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</p>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 介護保険給付サービス利用料金

《（介護予防）認知症対応型共同生活介護費》

・共同生活介護費 II

サービス基本単位 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
II	要支援 2	749	7,594 円	760 円	1,519 円	2,279 円
	要介護 1	753	7,635 円	764 円	1,527 円	2,291 円
	要介護 2	788	7,990 円	799 円	1,598 円	2,397 円
	要介護 3	812	8,233 円	824 円	1,647 円	2,470 円
	要介護 4	828	8,395 円	840 円	1,679 円	2,519 円
	要介護 5	845	8,568 円	857 円	1,714 円	2,571 円

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算	120	1,216 円	122 円	244 円	365 円	1日につき
看取り介護加算★	72	730 円	73 円	146 円	219 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144	1,460 円	146 円	292 円	438 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680	6,895 円	690 円	1,379 円	2,069 円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	12,979 円	1,298 円	2,596 円	3,894 円	死亡日
初期加算	30	304 円	31 円	61 円	92 円	1日につき
協力医療機関連携加算 I	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1月につき
医療連携体制加算(I)ハ★	37	375 円	38 円	75 円	113 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(I)	22	223 円	23 円	45 円	67 円	1日につき
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 186/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算 減算を加えた総単位数

※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応等を行う体制を常時確保していること。又、協力医療機関との間で連携体制を構築するために、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定します。
- ※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院等との連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制並びに利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。介護福祉士 70%以上配置又は勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上であること。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 利用者が病院又は診療所に入院後、3 月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1 月に 6 日を限度として 2,494 円（利用者負担 1 割 250 円、2 割 499 円、3 割 749 円）を算定します。
- ※ 利用料は、地域区分別の単価（7 級地 10.14 円）を含んでいます。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 48,000円
② 食費	朝食 440円/回 昼食 440円/回 夕食 560円/回
③ 共益費	月額 28,000円（光熱水費、消耗品費等）
④ 実費	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 利用者の希望によって、身の回り品・教養娯楽費として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居については、日割り計算としています。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る利用請求書は、利用月の翌々月 20 日までに利用者代理人あてに郵送します。</p>
----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 利用料は、請求月の末日に、利用者指定口座から自動振替をします。</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、利用料領収書を翌月郵送しますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>
------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同

生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関及び嘱託医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。又、容態に応じては、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【 協 力 医 療 機 関 】	医療機関名 新潟医療生活協同組合 木戸病院 所在地 新潟市東区竹尾4丁目13番3号 電話番号 025(273)2151 診療科 内科、外科、整形外科 他
【 協 力 医 療 機 関 】	医療機関名 丸山診療所 所在地 新潟市江南区丸山472番地1 電話番号 025(278)5100 診療科 内科、消化器内科
【 嘱 託 医 師 】	嘱託医師 丸山診療所 院長 波田野 徹 所在地 新潟市江南区丸山472番地1 電話番号 025(278)5100

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

又、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【新潟市（保険者）の窓口】 福祉部 介護保険課 介護給付係	所在地 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話番号 025(226)1273 ファックス番号 025(224)5531
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	共栄火災海上保険株式会社
	保 險 名	施設賠償責任保険

10 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者：防火管理者 長谷部 良幸
- ②非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施：毎年2回

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【苦情申立の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 苦情受付担当者 鶴木 理恵（管理者） 苦情解決責任者 長谷部 良幸（ホーム長）	所在地 新潟市江南区うぐいす2丁目7番5号 電話番号 025（385）1010 ファックス番号 025（385）1020
【新潟市（保険者）の窓口】 福祉部 介護保険課 介護給付係	所在地 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話番号 025（226）1273 ファックス番号 025（224）5531
【公的団体の窓口】 新潟県国民健康保険団体連合会	所在地 新潟市中央区新光町7番地1 電話番号 025（285）3022 ファックス番号 025（285）3350
第三者相談窓口	陸 勝（監事）0250-67-2651 高橋 龍一（評議員）025-385-5233

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	実施有
【実施した直近の年月日】	令和7年3月3日（評価確定日）
【第三者評価機関名】	公益社団法人新潟県介護福祉士会
【評価結果の開示状況】	開示有

13 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、社会福祉法人うぐいす福祉会のホームページにおいて公開しています。

14 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。
<p>個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。

15 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

<p>虐待防止に関する担当者</p>	<p>管理者 鶴木 理恵</p>
--------------------	------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

16 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

又事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。又、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称・又退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「地域密着型サービスに係る新潟市条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	新潟市江南区うぐいす2丁目7番5号	
	法人名	社会福祉法人うぐいす福祉会	
	代表者名	理事長 串田 修平	(印)
	事業所名	認知症高齢者グループホームおおやちの家	
	説明者氏名	管理者 鶴木 理恵	(印)

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所		
	氏名		(印)

利用者 代理人	住所		
	氏名		(印)

身元引受人	住所		
	氏名		(印)